

## 特定生産緑地制度について

### 1 特定生産緑地制度

令和4（2022）年に、東京都内のすべての生産緑地面積の8割以上が、指定告示から30年を迎えるといわれており、固定資産税や相続税の優遇措置が停止することから、農地の宅地化が一斉に進むことが危惧されていた。

このことから、平成29年6月に生産緑地法の一部改正がされ、「特定生産緑地制度」が平成30年4月1日に施行された。

「特定生産緑地制度」とは、生産緑地の指定告示から30年を迎える前に、買取申出ができる期限を10年延長する制度である。

「特定生産緑地」の指定を受けると、固定資産税等の優遇措置が継続され、10年ごとに繰り返し「特定生産緑地」の指定を延長することができる。

### 2 板橋区の特定生産緑地の指定状況

区には、平成4、5年に生産緑地地区指定告示をし、30年を迎えた生産緑地が、令和4年12月6日告示時点で49地区・約7.04ヘクタールある。

平成30年度から、生産緑地所有者への説明会や個別訪問、個別相談等を重ねた結果、現時点ですべての所有者の意向確認を終えている。

指定意向がある生産緑地については、すべて特定生産緑地に指定済みで、令和4年12月6日告示時点で約44地区・約6.39ヘクタールとなっている。

特定生産緑地として未指定の地区が計5地区あり、平成4年に告示したものが4地区・約0.59ヘクタール、平成5年に告示したものが1地区・約0.06ヘクタールである。

指定状況の内訳は、下表のとおりである。

板橋区の特定生産緑地の指定状況（令和4年12月6日告示時点）

種別	地区数	面積	備考
区全体の生産緑地地区	60地区	約 8.59 ha	
特定生産緑地 対象地区 (H4・H5 指定地区)	49地区	約 7.04 ha	(A) + (B)
(A) 特定生産緑地 指定済み	約 44地区 <sup>※</sup>	約 6.39 ha	対象地区に対する指定割合 ・地区数：約 90% ・面積：約 91%
(B) 特定生産緑地 未指定	約 5地区 <sup>※</sup>	約 0.65 ha	
平成4年11月5日に告示した生産緑地地区	約 4地区 <sup>※</sup>	約 0.59 ha	No.5、52、86の全部 No.15の一部
平成5年10月26日に告示した生産緑地地区	1地区	約 0.06 ha	

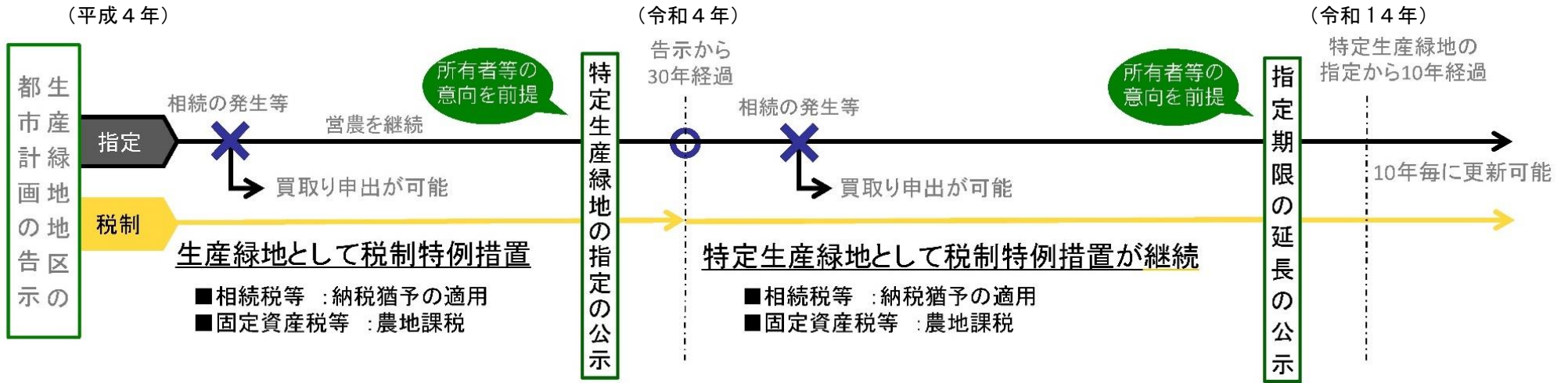
※一部を特定生産緑地に指定している地区があるため約と表記。

### 3 特定生産緑地指定の取組経緯

平成 29 年 6 月	生産緑地法改正（面積要件の緩和、特定生産緑地制度の創設）
平成 30 年 3 月	板橋区生産緑地地区の区域の規模に関する条例施行 （指定面積要件を 500 m <sup>2</sup> 以上から 300 m <sup>2</sup> 以上に緩和）
平成 30 年 4 月	特定生産緑地制度の施行
平成 30 年 7 月	生産緑地所有者向けに、「特定生産緑地説明会」の実施 （2 日間 34 名参加）
平成 30 年 8 月	農業経営実態調査に合わせ「特定生産緑地意向調査」を実施 （特定生産緑地の指定意向あり 25/40 戸）
平成 30 年 12 月	申出基準日到来通知の送付 及び 意向調査の実施 （特定生産緑地の指定意向あり 27/40 戸）
平成 31 年 2 月	「特定生産緑地個別相談会」の実施 （5 日間 8 名参加）
平成 31 年 4 月	特定生産緑地指定希望の受付開始
令和元年 7 月	生産緑地所有者向けに、「特定生産緑地説明会」の実施 （2 日間 11 名参加）
令和元年 12 月	特定生産緑地の指定公示（1 回目）
令和 2 年 1～3 月	個別訪問等による意向調査の実施
令和 2 年 12 月	特定生産緑地の指定公示（2 回目）
令和 2 年～3 年	・ 検討中の所有者に対し、意向調査のフォローアップ （貸借制度や市民緑地制度の紹介） ・ 特定生産緑地の指定希望が無い方への意思確認
令和 3 年 5 月	特定生産緑地指定希望の受付完了
令和 3 年 11 月	特定生産緑地の指定公示（3 回目）
令和 3 年 12 月	特定生産緑地（特 22-14）の解除公示
令和 4 年 9 月	・ 令和 4 年 11 月 5 日に申出基準日を迎える生産緑地地区のうち、特定生産緑地の指定を希望しない生産緑地所有者宛て通知を発送 ・ 通知後、電話による所有者へのヒアリング実施
令和 4 年 11 月 5 日	平成 4 年 11 月 5 日告示の生産緑地地区の申出基準日

## 4 特定生産緑地制度の詳細

### ■ 特定生産緑地に指定する場合



### ■ 特定生産緑地に指定しない場合

